

海南市子どもの学習支援事業業務委託仕様書

1 本仕様書の目的

生活保護世帯、児童扶養手当全部支給世帯並びに生活困窮者自立支援事業利用世帯に属し、海南市内に在住する児童に対し、学習の機会を提供することで、生活環境にかかわらず確かな学力と学習習慣を身に付け、高等学校、大学等への進学や、さらには将来自立した生活を営むことを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

3 業務内容

本事業の内容は、学習等の支援を行う者（以下「学習支援者」という。）を対象者の家庭等に派遣し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 対象者の学習習慣を定着させ、基礎的な学力の向上を図るための学習指導。
- (2) 高等学校進学、大学等進学を目的とした対象者への進路相談。
- (3) 中学3年生と高校3年生を対象に模擬試験の受験料の補助について情報提供。
- (4) 高校3年生を対象に大学等受験料の補助についての情報提供。
- (5) 対象者への基本的な生活習慣の習得指導。
 - ア 早寝早起きの指導。
 - イ 朝ごはんを食べるように指導。偏食をしないように指導。
 - ウ パソコン、インターネット、スマートフォン等の利用時間は決めるように指導。
 - エ 挨拶がきちんとできるように指導。
 - オ 家の手伝いをするように指導。
 - カ その他、身だしなみ等、気になる点を指導。
- (6) その他この事業の目的達成に資する事項。

4 対象者

本事業の対象者は海南市内在住で、次に掲げる要件のいずれかを満たす者（以下「対象者」という。）のうち、小学3年生から高校3年生とする。ただし、転出等により海南市内で支援を継続できない場合を除き、年度途中で下記の要件を満たさなくなった場合であっても、当該年度中は継続して対象者として行うことができる。

- (1) 生活保護受給世帯の児童であること。
- (2) 本市に居住する児童扶養手当全部支給世帯の児童であること。
- (3) 生活困窮者自立支援事業利用世帯の児童であること。ただし、世帯として生活困窮者自立支援事業における面談を受け、支援計画を作成した世帯の児童とする。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に登録のある児童であること。

5 コーディネーターの配置

本事業の実施に当たり、受注者は学習支援者の募集・選定・派遣調整、教材の作成等を行うコーディネーターを配置しなければならない。

6 学習支援者の選定等

コーディネーターは、次に定めるとおり学習支援者の選定等を行うものとする。

- (1) 次に掲げる要件を満たした学習支援者を選定しなければならない。また、選定にあたっては、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもが抱える特有の不安やストレスに

配慮ができ、ひとり親家庭等の支援に携わり支援の経験や知識を有する者を優先するよう努めるものとする。

ア 子どもの福祉の向上に理解と熱意を有すること。

イ 子どもに対して適切な生活支援や学習支援ができること。

(2) 学習支援者を募集する際に、必要に応じて近隣の大学等の協力を得るものとする。

(3) 学習支援者に対し、より効果的な個別学習支援を行うため、次に掲げる内容の研修を実施しなければならない。

ア 生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の特性に関する研修

「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について 厚生労働省社会・援護局 平成31年4月」及び「ひとり親家庭等の支援について 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 令和3年4月」を参考に下記等の事項について研修するものとする。

(ア) 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の現状

(イ) 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の就業状況

(ウ) 母子家庭と父子家庭の現状

(エ) 母子家庭と父子家庭の就業状況

イ 学習指導に関する研修

ウ 基本的な生活習慣に関する研修

「早寝早起き朝ごはんて輝く君の未来～睡眠リズムを整えよう！～（中学生・高校生等向け普及啓発資料）（文部科学省）」を参考に研修するものとする。

(4) 学習支援者を名簿に登録し、その帳簿を適正に管理しなければならない。発注者が帳簿を必要とした場合にはエクセル形式の電子ファイルで提出しなければならない。

7 派遣対象児童の選考等

受注者は、次に定めるとおり学習支援者を派遣する児童（以下「派遣対象児童」という。）の選考等を行うものとする。

(1) 発注者が電子媒体もしくは電話により利用申請を受付後、派遣対象児童を30人選考し、受注者に通知する。

(2) 派遣対象児童に関する情報は、適正に管理しなければならない。

(3) 選考結果の通知後に派遣対象児童への学習支援が中止となった場合は、発注者と調整のうえ、再度選考を実施する。

8 学習支援者の派遣

コーディネーターは、次に定めるとおり派遣対象児童に学習支援者を派遣するものとする。

(1) 派遣対象児童に登録されている家庭より依頼された教科や対象者の学力等から、適正な学習支援者を当該家庭に派遣すること。

(2) 派遣対象家庭の希望に応じて、対象者及びその保護者と面談を行い、適正な学習支援者の派遣に努めること。なお、面談場所については、受注者が確保するものとする。

(3) 派遣は派遣対象児童1名につき学習支援者1名を、原則週1回、1回の派遣に要する時間は120分として行うものとする。派遣時刻時間、曜日は学習支援者と派遣対象児童及びその保護者と協議の上決定し、随時開始すること。

(4) 派遣回数は、派遣対象児童一人あたり最大40回とする。ただし、家庭の事情等により、年度内40回の実施が困難となった場合には、発注者・受注者で協議を行い、契約限度金額を上回らない範囲で、年度内で追加の学習支援を希望する他の家庭に対して、40回を超えて派遣できるものとする。

(5) 受験や試験等の派遣対象児童の事情には、できるだけ配慮を行うものとする。

(6) 派遣開始の初回と終了する回に学力を把握するためのテストを実施すること。

- (7) 学習支援者に、月初に学習支援の計画書、月末に学習支援の報告書を作成させること。
- (8) 派遣開始時と終了時、発注者が指定するアンケート項目を、派遣対象児童及びその保護者に回答させ、回収すること。
- (9) 派遣開始後において、対象者及び保護者から学習支援者の変更等の求めがあった場合は、再度、前記の「6 学習支援者の選定等」及び本項1号並びに2号に基づき、学習支援者を選定し派遣するものとする。
- (10) 派遣開始後においても、対象者の転出や対象者及び保護者の申し出により派遣対象児童への支援が中止となった場合には、発注者と調整のうえ、原則、残回数分について再度選考を行い、別の児童に派遣するものとする。
- (11) 派遣対象児童より無断の欠席等、派遣日の調整が不可能だった場合は、派遣が実施されたものとして取り扱い、発注者に報告するものとする。

9 業務の報告

受注者は、「3 業務内容」にもとづき実施した、従事者、日数、件数、人数等及び「8 学習支援者の派遣」で実施した内容について発注者へ報告するものとする。なお、様式は任意とするが、発注者から指示があった場合は項目の追加等を行うものとし、電子媒体で納品するものとする。

- (1) 業務完了報告書（月報）
- (2) 業務完了報告書（年報）
- (3) 派遣開始時のアンケート・テスト結果及び面談の結果
- (4) 学習支援の計画書、学習支援の報告書及び学習支援者の派遣中の特記事項
- (5) 派遣終了時のアンケート・テスト結果
- (6) (3) (5) の比較・分析結果
- (7) このほか発注者に業務の状況に関する報告及び調整を行うものとする。

10 契約の締結に要する費用

受注者の負担とする。

11 苦情対応

業務の運営上の苦情については、発注者と調整の上、誠意をもって対応する。

12 秘密保持

受注者、コーディネーター、学習支援者その他の従事者は、この事業の実施にあたって知り得た派遣対象児童及びその保護者の個人情報等を漏らしてはならない。また、この事業終了後も同様とする。

13 関係機関との連携

受注者は、児童虐待等が疑われる場合等、必要に応じて発注者及び関係機関と連携を図り、必要な支援に繋げるものとする。

14 その他

本仕様書で定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、その都度発注者・受注者で協議し解決するものとする。